

# 藤 沢 間 税 会 規 約

平成9年6月12日改訂版

- 第 1 条 本会は「藤沢間税会」と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は藤沢税務署管内に置く。
- 第 3 条 (1) 本会の会員は、通常会員、特別会員、及び賛助会員とする。  
(2) 通常会員は、藤沢税務署管内における消費税の納税者とする。  
(3) 特別会員は、藤沢税務署管内における消費税の納税者を主たる構成員とする団体とする。  
(4) 賛助会員は、前 2 項に掲げるもの以外のもので、本会の趣旨に賛同する法人又は個人とする。
- 第 4 条 本会は消費税（印紙税、その他個別消費税を含む、以下同じ。）の自主的な申告納税体制の確立を通して、税務、税制の公正に寄与し、併せて企業経営の健全な発展を図ることを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 消費税に関する啓蒙宣伝  
(2) 消費税等に関する調査研究及び提言  
(3) 消費税の転嫁による正常取引の推進  
(4) 消費税に係わる行政施策への協力  
(5) 会員相互の懇談会、関係官署係官を招いて講習会及び座談会の開催  
(6) 本会の要望及び意見等の上部団体への具申等、その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第 6 条 本会に次の役員を置く
- |       |     |   |
|-------|-----|---|
| 会 長   | 1   | 名 |
| 副 会 長 | 若 干 | 名 |
| 理 事   | 若 干 | 名 |
| 監 査 役 | 2   | 名 |
- 第 7 条 本会の役員は、会員相互の互選により、又、会長は役員の中から選出する。
- 第 8 条 会長は本会の業務を統括し、本会を代表する。

第 9 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその業務を代行する。

第 10 条 理事は会長の指示を受け会務を分掌する。

第 11 条 監査役は本会の経理を監査する。

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、留任は妨げない。  
欠員が生じ、必要と認めた場合は、補充するものとし、その任期は前任者の残余期間とする。

第 13 条 本会に顧問又は相談役を置くことができる。

第 14 条 本会の事業年度は 1 年とし、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

第 15 条 本会は毎年 6 月に定時総会を開催し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 決算に関する事項
- (5) 役員改選に関する事項
- (6) その他必要事項

第 16 条 役員会は会長及び他の役員をもって構成し、会長が必要と認めた場合、又は、役員の数分の 1 以上の請求があった場合に開催する。

第 17 条 会長は必要に応じ役員会に諮り臨時総会を開催する。

第 18 条 総会及び役員会の議長は、構成員の互選により選出する。

第 19 条 総会及び役員会における決議は多数決の方法により行い、可否同数の場合には議長がこれを決する。

第 20 条 本会は下記の帳簿を備えて所要事項を記録する。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納帳
- (3) 議事録
- (4) その他の帳簿

会員は上記の帳簿を随時閲覧することができる。

第21条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。

第22条 会費は理事において徴収する。

第23条 会費は一口月額500円とし納付口数は一口以上とする。  
(一口年間6,000円)

第24条 本会は第4条、第5条の円滑な運営を図るため支部を置くことができる。

2. 支部運営に関する規定は役員会の決議を経て別に定める。

第25条 本会は第4条、第5条の円滑な運営を図るため部会及び委員会を置くことができる。

2. 部会及び委員会の運営に関する規定は役員会の決議を経て別に定める。

第26条 本会の入、退会は会員の自由意志とする。ただし既納の会費は原則として返還しないものとする。

第27条 本会員は本会の規約を厳守し、自主的に本会の事業運営に協力するものとする。

以 上

## 付 則

1. この規約は平成元年6月23日から実施する。
2. 藤沢間税協力会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 本会の改組当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、平成元年6月23日より平成2年4月30日までとする。
4. 本会の改組当初の役員任期は、第12条の規定にかかわらず、前項の事業年度終了後招集される通常総会において選任される役員が就任するまでとする。

## 記 録

1. 追加 規約第24条平成8年6月13日
2. 追加 規約第25条平成9年6月12日

以 上